

喜多方市m（めご）ポイント事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、喜多方市屋内子ども遊び場「めごぷらざ」（以下「めごぷらざ」という。）の利用促進及び遊びを通した子どもの健康づくりへの寄与、並びに市内商店街等での消費の活性化を図ることを目的に実施する「m（めご）ポイント事業（以下「ポイント事業」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 ポイント事業の対象者は、めごぷらざの利用対象者で小学生以下の者とする。

（事業内容）

第3条 市長は、対象者に対して次条で定めるポイントカードを用いてポイントを付与し、ポイントが蓄積したポイントカードとの交換により、商品券（第1号様式）を交付するものとする。

2 市長は、本業務の一部を、めごぷらざの運営主体に委託することができる。

（ポイントカード）

第4条 ポイント事業に参加しようとする者は、参加の申し出によりポイントカード（第2号様式）の配付を受けるものとする。

2 ポイントカードの配付を受けた者は、当該カードに氏名を記入しなければならない。

3 ポイントカードの有効期限は、最初にポイントが付与された日の属する年度の3月31日とする。

4 ポイントカードを紛失、破損等したときはポイントカードの再発行を受けることができる。なお、過去のポイントが確認できる場合は、再発行したポイントカードに合算することができる。

（ポイントの付与）

第5条 ポイントの付与は、1日1ポイントとし、当該年度の付与の上限は40ポイントとする。ただし、団体利用の場合はポイントの付与は行わない。

2 付与したポイントは他の対象者へ譲渡することはできない。

（ポイントの無効及びポイントカードの利用取消し）

第6条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、ポイントが無効とし、又はポイントカードの利用を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりカードを取得し、又は利用したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がその利用を不相当と認めるとき。

（商品券の交付及び利用）

第7条 ポイントカードが20ポイントに達した者は、ポイントカードと引替えに、商品券の交付を受けることができる。なお、対象者の保護者に限り、対象者に代わって交付を受けることができるものとする。

2 前項の規定により商品券の交付を受けようとする者は、20ポイント付与されたポイントカードの裏面に住所、生年月日を記入し、市長に提出しなければならない。

3 商品券は、当該年度の予算の範囲内で先着順に交付するものとし、交付の上限は対象者一人につき当該年度2回までとする。なお、いかなる場合においても商品券の再発行は行わない。

4 商品券は、別に定める喜多方市m（めご）ポイント事業協力店（以下「協力店」という。）で利用できるものとし、商品券の額面を超える支払額は利用者負担とする。支払額が額面に満たない場合でもその差額（釣り銭）は出ないものとする。

5 商品券の利用期限は、交付日の属する年度の3月31日とする。

(商品券の換金)

第8条 前条第4項に規定する協力店において商品券の利用があった場合は、利用があった月の翌月15日までに、喜多方市m(めぐ)ポイント事業商品券換金請求書(様式第3号)に当該商品券を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、内容を審査し速やかに支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ポイント事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

（表）

No. _____	喜多方市屋内子ども遊び場めぐらざ m(めぐ)ポイント事業
¥ 5 0 0	
※協力店で500円分の金券として利用できます。 ※おつりは出ません。	
喜 多 方 市	有効期限： 年 月 日

（裏）

【注意事項】	
・ 本商品券は、発行日から 年3月31日までご利用いただけます。なお、有効期限を過ぎた場合は、無効となります。	
・ 本商品券は、市内協力店のみでご利用いただけます。 （協力店にはポスターが掲示されています。また、協力店一覧はウェブサイトからご確認ください。）	
・ 盗難、紛失、破損等に対し、発行者はその責任を負いません。	
発行印	店舗印
発行印のないものは無効となります	

様式第2号（第4条関係）

1 二つ折り縦型（縦120mm×横90mm）

(外側)	(内側)																									
中央多量 ポイントカード (折り目) ・1日1ポイントです。 ・20ポイントたまると商品券と交換できます。 ※商品券の交換は年2回までです。 ・ポイントカードの有効期間は発行年度内です。 (発行年月日： 年 月 日) ・団体利用時は対象外です。 氏名	<table border="1"><tbody><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr><tr><td colspan="5">(折り目)</td></tr><tr><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr></tbody></table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	(折り目)					11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	2	3	4	5																						
6	7	8	9	10																						
(折り目)																										
11	12	13	14	15																						
16	17	18	19	20																						

2 二つ折り横型（縦60mm×横180mm）

(外側)	
・1日1ポイントです。 ・20ポイントたまると商品券と交換できます。 ※商品券の交換は年2回までです。 ・ポイントカードの有効期間は発行年度内です。 (発行年月日： 年 月 日) ・団体利用時は対象外です。 氏名	めごポイントカード 喜多方市

(折り目)

(内側)									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

(折り目)

喜多方市m(めぐ)ポイント事業商品券換金請求書

年 月 日

喜多方市長 様

(協力店) 所 在 地 _____

店舗・施設の名称 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

下記のとおり、喜多方市 m（めぐ）ポイント事業商品券の利用がありましたので、商品券を添えて請求します。

商品券額	商品券枚数	請求額
500 円	枚	円

市記入欄

商品券番号	備 考	商品券番号	備 考